



令和2年及び令和3年(5月末)の労働災害発生状況について



号 業種別	秋田労働局 (県内)				秋田労働局 (県内)				秋田管内					
	年間合計				令和2年	令和3年	前年増減		令和2年	令和3年	前年増減			
	令和1年	令和2年	令和1年	令和2年	1月～5月	1月～5月	件数	百分率	1月～5月	1月～5月	件数	百分率		
死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	件数	百分率	
17 全業種合計	5	1,088	7	1,087	3	416	1	480	64	15.4%	1	149	40	26.8%
1 製造業		219	1	191	1	91		85	-6	-6.6%	30	32	2	6.7%
2 鉱業 (鉱業法適用を除く)		6		2		1		1	0	0.0%	1	0	-1	-100.0%
3 建設業	1	209	2	200		68		72	4	5.9%	17	20	3	17.6%
土木工事業		68	1	78		30		28	-2	-6.7%	7	9	2	28.6%
建築工事業		115		101		32		36	4	12.5%	9	6	-3	-33.3%
鉄骨・鉄筋家屋建築		26		16		4		7	3	75.0%	0	1	1	100.0%
木造家屋建築		70		63		20		18	-2	-10.0%	6	2	-4	-66.7%
その他の建設業	1	26	1	21		6		8	2	33.3%	1	5	4	400.0%
4 運輸交通業	1	93	1	94		33		47	14	42.4%	15	30	15	100.0%
5 貨物取扱業		1		1		0		0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
6-2 林業		41	3	39	2	19	1	14	-5	-26.3%	1	1	0	-100.0%
8 商業	2	194		196		80		79	-1	-1.3%	36	28	-8	-22.2%
13 保健衛生業		126		144		52		96	44	84.6%	21	52	31	147.6%
14 接客娯楽業		51		60		19		17	-2	-10.5%	8	7	-1	-12.5%
15 清掃・と畜業		37		51		20		13	-7	-35.0%	7	5	-2	-28.6%
上記以外の事業	1	111		109		33		56	23	69.7%	13	15	2	15.4%

令和3年の建設業労働災害発生状況(管内の5月末)

管内の建設業の災害は、20件発生し、昨年を3件上回っています。災害で目立つのが、「転倒災害」(5件)、「切れ・こすれ災害」(4件)、「飛来・落下災害」(4件)、「墜落・転落災害」(3件)です。これらの災害が、建設業全体の8割を占めています。引き続き、積極的な災害防止活動をお願いします。なお、これからの時期は熱中症が懸念されますので、暑さが本格化する前に熱中症予防対策に取り組みましょう。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「3つの密」(密閉、密接、密集)を避けるなど徹底をお願いします。

全国安全週間について

7月1日から「全国安全週間」がスタートします。今年のスローガンは、「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」です。職場の安全や全国安全週間に関する情報は、以下を検索してください。

全国安全週間



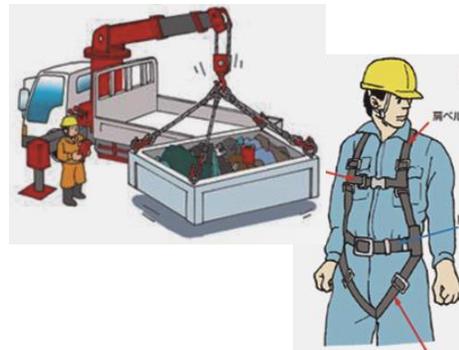
厚生労働省 安全衛生

中央労働災害防止協会 安全週間

職場のあんぜんサイト

フルハーネス型安全帯・積載型トラッククレーン過負荷防止装置の買替等支援

令和3年度も引き続き、中小企業事業者等に対し、構造規格に適合していない既存の機械等の買替・改修経費に補助金を交付します。対象は、構造規格を上回る「フルハーネス型安全帯」への買替と、構造規格を上回る「積載型トラッククレーンの過負荷防止装置」(つり上げ荷重3トン未満)への買替・改修です。WEB登録期間は、前者が7月15日まで、後者が7月8日までとなっています。補助金の活用を是非ご検討ください。詳しくは、建災防本部ホームページをご覧ください。



はしごや脚立からの墜落防止対策について



裏面は、前号の「はしごによる災害防止」に続いて「脚立による災害防止」の点検票を掲載しています。脚立を使用した作業の開始前にご活用ください。

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署